

社保ニュース（診療報酬改定速報）

特定疾患療養管理料対象患者見直しへ 生活習慣病管理料へ誘導 初・再診料は増点

2024年度診療報酬改定に向けて、中医協は個別改定項目（いわゆる短冊）の議論を始めました。現時点では具体的な点数は公表されていませんが、主な改定項目が明らかになりました。

特に、特定疾患療養管理料・生活習慣病管理料は政策的な色合いが濃く、今後対応を求められます。診療報酬改定関係資料は、協会ホームページにある「2024年診療報酬改定情報」に収載しています。

文責 長崎県保険医協会：電話 095-825-3829/FAX095-825-3893

（1）基本診療料の引き上げ

標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要なことから、初診料・再診料と外来診療料の引き上げ（現時点で点数は未定）を実施。

上記の引き上げとは別に、賃上げに必要な費用として、初・再診料、訪問診療料等に限り「賃上げ加算」（仮称）が設けられ、本体に加算できる。一方、加算の届出には、計画書と実績報告書が求められる予定。

賃上げ加算は2段階で設定される。一律点数のほか、一律点数では医療機関によっては過不足が出ることから、不足医療機関には追加加算を設定する。賃上げ額や算定回数などによって、加算は10区分程度に細分化される。賃上げ加算に該当しない医療機関と最も高い加算点数とはかなりの点数格差が設けられる見込み。

（2）特定疾患療養管理料

- 対象疾患から、糖尿病・脂質異常・高血圧を除外

注）当該患者の受け皿は生活習慣病管理料Ⅱ（下記参照）

（3）生活習慣病管理料

- 従来の一部の医学管理、検査、注射、病理診断を包括した（Ⅰ）に加え、検査等が包括されない（Ⅱ）を新設。

（生活習慣病管理料Ⅰ）

- 療養計画書を簡素化。令和7年から運用開始される予定の電子カルテ情報共有サービスを活用することで、記載事項や療養計画書の作成及び交付が不要に。
- 「少なくとも1月に1回以上の総合的な治療管理を行う」の要件を廃止

（生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ共通）

- 28日以上の長期投薬及びリフィル処方箋の交付が可能であることを院内掲示
- 糖尿病の患者に歯周病の診断と治療のため、歯科受診の推奨
- 治療計画に基づく総合的な治療管理は、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の多職種と連携して実施することが望ましいことが明記
- （Ⅰ）（Ⅱ）の相互算定は、「〇カ月以内の期間において算定できない」との規定が設けられる見込み。

（4）特定疾患処方管理加算

「1」は廃止。特定疾患処方管理加算2について、リフィル処方箋を発行した場合も算定を可能とする。糖尿病・脂質異常・高血圧は対象疾患から除外。

【重要】2024年診療報酬改定は4月から6月に後ろ倒し 新点数検討説明会は5月連休明けに実施予定

九州厚生局は、説明会（集団指導）を行わず、動画配信によって周知する方針です。一方、協会は対面での新点数検討説明会を重視し、5月に長崎・佐世保・諫早・島原で行います。

離島や郡部の医療機関をサポートすることも重視し、動画配信も一定期間限定行います。なお、改定時に配布しているテキストは3月下旬に送付します。

新点数検討説明会の日程などは、3月号協会新聞・ホームページでお知らせする予定です。